

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の概要)

関川村は、県都新潟市の北東約 60 km に位置し、隣接市町として、北から西に村上市、南に胎内市があり、東には山形県小国町とも隣接している。

東西約 20 km、南北約 30 km に広がる総面積約 300 ㎡の本村は、周囲を飯豊連峰、朝日連峰などに囲まれている。そのため、総面積の 87.5% が林野という山野であり、一級河川「荒川」とその流域に集落及び農地が形成されている。流域区域は地形が急峻であり、脆弱な地層に覆われている。一方、平均降水量は年間約 2,500 mm 以上と多く、地形的条件と相まって洪水や土石流、山腹崩壊等を起こしやすい自然的特性を有している。

風水害では、昭和 42 (1967) 年 8 月 28 日の羽越大水害、平成 16 (2004) 年 7 月 17 日の 7.13 梅雨前線豪雨、令和 4 (2022) 年 8 月 3 日から 4 日の令和 4 年 8 月豪雨災害など、大雨による河川の氾濫や浸水被害、土砂災害といった被害を受けている。近年は、地球温暖化に伴う気候変動等の影響により豪雨被害が増加していることに留意することが必要である。

- ・洪水：ハザードマップ（想定雨量 荒川流域 (1,069.1 km<sup>2</sup>) の平均総雨量 658 mm/48 時間）  
ハザードマップによると、当会が立地する下関地域において、0.5m～3.0m 未満の浸水が広域に予想されている。また、3.0m を超える地域も広く存在する。  
温泉施設が多く集まる高瀬温泉は 5.0m を超える浸水が予想される地域となっている。

(別表①)

- ・土砂災害：ハザードマップ  
ハザードマップによると、上関（六本杉）(別表②)、鷹ノ巣温泉（別表③）、湯沢（別表④）など各地区の山間部が土石流等、土砂災害が生じるおそれがあるエリアとなっており、特に湯沢、鷹ノ巣温泉地区は特別警戒区域にも指定される。当地は温泉郷を形成しており、温泉旅館が集積している。令和 4 年 8 月豪雨災害では甚大な被害をもたらした。

- ・地震：新潟県地震被害想定調査  
昭和 39 (1964) 年新潟地震以降、大きな地震災害は発生していない。新潟県が平成 7 年から 10 年にかけて行った「新潟県地震被害想定調査」の想定地震である栗島付近の地震や下越地域の地震が発生した場合には、大きな被害が発生するおそれがある。(参考資料①、②)

- ・雪崩：雪崩危険箇所  
国土交通省が平成 12 年度に行った「雪崩危険箇所調査」(平成 16 年度公表)では、雪崩危険箇所が 19 箇所、133 人家戸数がある。(参考資料③)

- ・感染症  
新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 227 者
- ・小規模事業者数 202 者

### 【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
建設業	55	53	地域内に広く分布
製造業	27	23	地域内に広く分布
卸売業	5	5	地域内に広く分布
小売業	50	44	地域内に広く分布
飲食店・宿泊業	22	20	地域内に広く分布
サービス業	47	40	地域内に広く分布
その他	21	17	地域内に広く分布
合 計	227	202	

(商工会基幹システム企業カウントより)

## (3) これまでの取組み

### 1) 当村の取組み

- ・関川村地域防災計画の策定
- ・関川村地域防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・防災行政無線、緊急告知 FM ラジオ、村ホームページ等の防災情報発信の運用

### 2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・関川村商工会危機管理マニュアルの策定

## II 課 題

- ・平時および緊急時の危機管理対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・当会の職員等への危機管理マニュアルの運用方法の周知徹底が必要。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し災害時のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援を行えるよう、また感染症に関しては国内・域内など発生ステージごとに速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・平成26年に策定した「関川村商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスク周知

- ・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ等において、国・県・村の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・平成26年に危機管理マニュアルを策定し、随時更新している。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・関川村と本策定の支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、当村との連携体制、連携ルートの確認等を行う。  
（訓練は必要に応じて実施する）

## ＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否確認を行う。  
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、関川村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の方針を決める。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

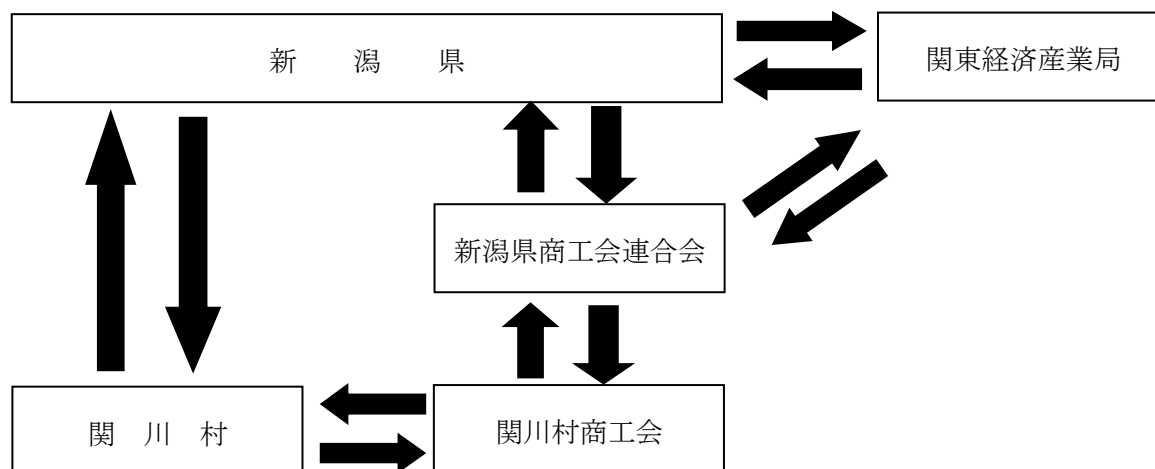
発生後～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月～2 ヶ月	2 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	適宜情報共有する

- ・情報把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当村が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当村より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当村より県へ報告する。

#### 【連絡体制図】



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、関川村と相談する（当会は、国の依頼を受けた新潟県商工会連合会の要請により特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、関川村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける。またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会等に相談する。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

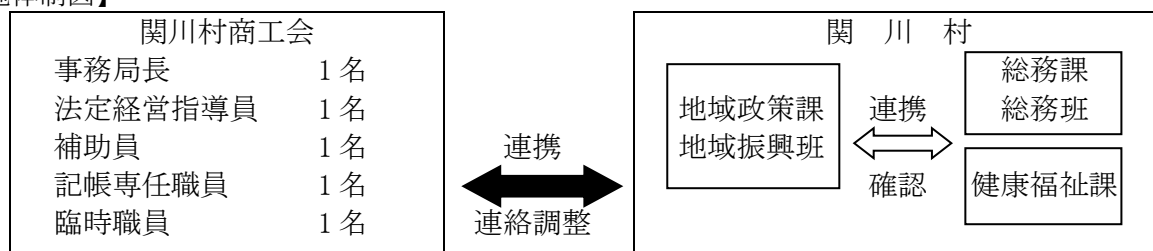
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

【実施体制図】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

◇氏名： 平井 清彦

◇連絡先： 関川村商工会 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

関川村商工会 経営支援室

〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関 110-2

TEL : 0254-64-1341 FAX : 0254-64-0423 E-mail : sekikawa@iplus.jp

②関係市町村

関川村役場 地域政策課 地域振興班

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

TEL : 0254-64-1478 FAX : 0254-64-0079 E-mail : chiiki-seisaku@vill.sekikawa.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	360	360	360	360	360
専門家派遣	100	100	100	100	100
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ、チラシ作成費	55	55	55	55	55
防災、感染症対策費	55	55	55	55	55

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、関川村補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

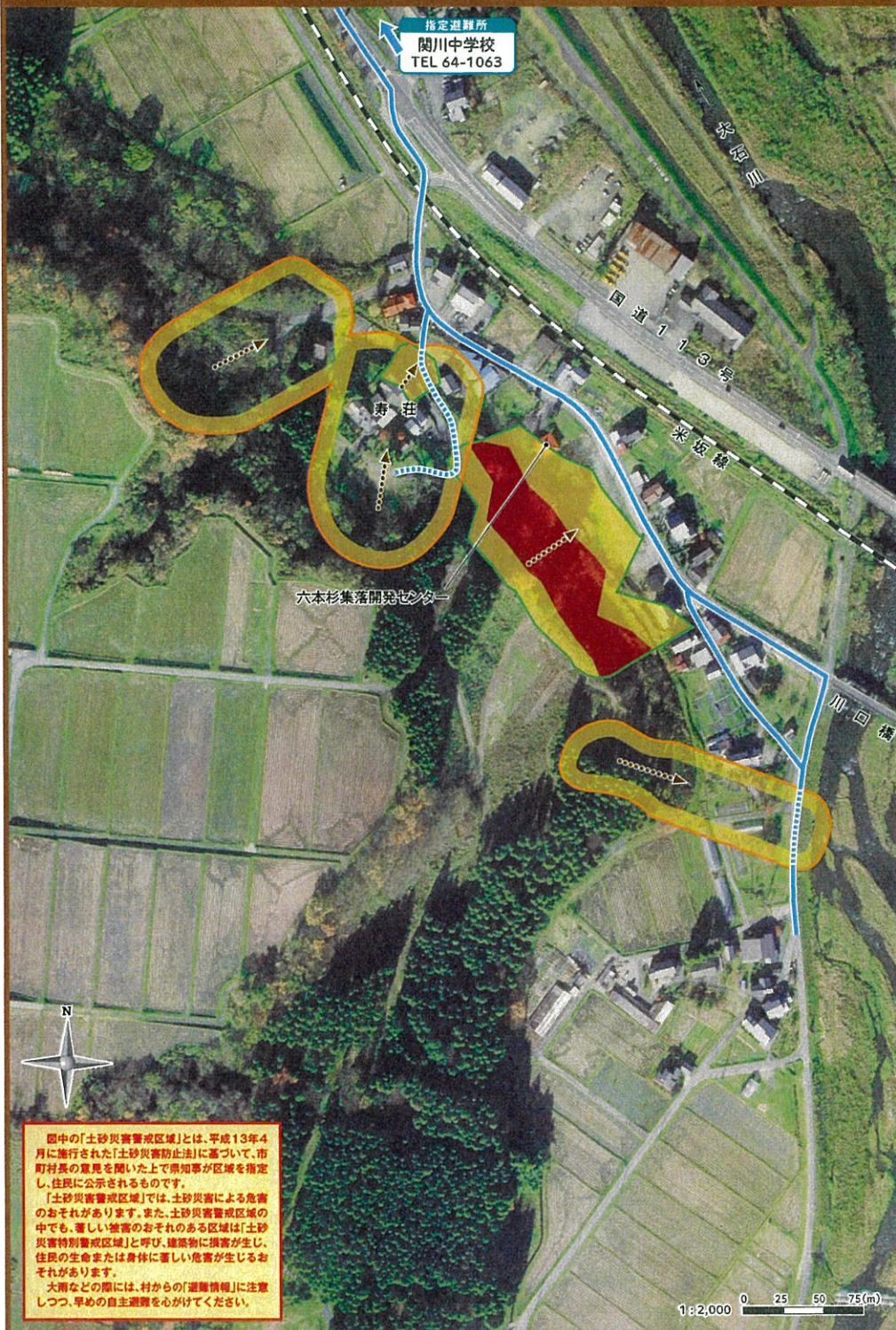
(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし



# 六本杉地区 土砂災害ハザードマップ



図中の「土砂災害警戒区域」とは、平成13年4月に施行された「土砂災害防止法」に基づいて、市町村長の意見を聞いた上で県知事が区域を指定し、住民に公示されるものです。  
 「土砂災害警戒区域」では、土砂災害による危険のおそれがあります。また、土砂災害警戒区域の中でも、著しい被害のおそれのある区域は「土砂災害特別警戒区域」と呼び、建築物に被害が生じ、住民の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあります。  
 大雨などの際には、村からの「避難情報」に注意しつづ、早めの自主避難を心がけてください。

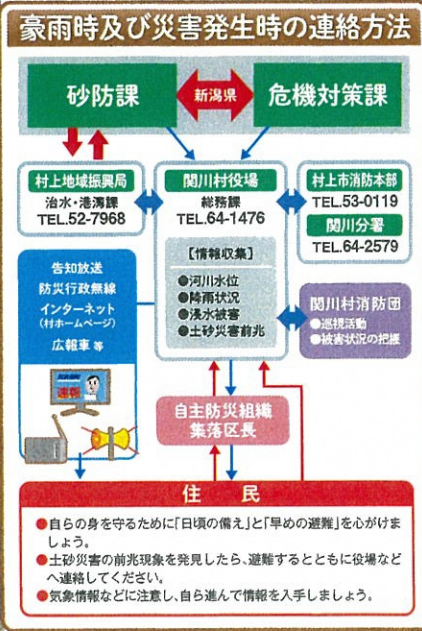
### 凡例

土砂災害警戒区域(土石流)	
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
土砂災害警戒区域(地すべり)	
土砂災害特別警戒区域	
指定避難所	
避難路	
避難路(警戒区域内を通る避難路) <small>がけ下を避難する場合はがけ崩れに注意しましょう!</small>	
土砂のおおよその移動方向	

### 新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

土砂災害警戒情報とは？  
 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が住民へ避難勧告等を適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

新潟県土砂災害警戒情報システム  
 土砂災害危険度等の情報を提供  
<http://doboku-bousai.pref.nigata.jp/sabou/>  
 新潟 土砂災害 検索



### 緊急時の連絡先

我が家の避難場所:  
 電話番号:

連絡先	電話番号
関川村役場(代表)	64-1441
村上市消防本部	53-0119
村上市消防署 関川分署	64-2579
村上警察署 下関交番	64-1031

家族の連絡先と避難時のメモ

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】  
**関川村役場 総務政策課** TEL.0254-64-1476  
 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

### 土砂災害の種類と前兆現象

土石流	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	地すべり
山腹や溪流に堆積している土砂が長雨や集中豪雨によって、一気に下流へ押し流される現象。	地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れる現象。	斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆくりと斜面下方に移動する現象。
●山腹がゆるむ ●雨が降り続いているのに、川の水位が下がる ●急に川の水が濁り、流木が漂ってくる	●がけからの水がにごる ●がけに亀裂が入る ●小石がはらはら落ちてくる	●斜面に亀裂、段差ができる ●土砂が崩れる ●斜面から水が滲み出す

### 避難するためには

■テレビ・ラジオから  
**大雨警報・土砂災害警戒情報** が発表されたとき  
 家の裏側や斜面に異常が見られたら急いでその場から離れてください。避難時間を要する人(高齢者、障がいのある方、乳幼児など)とその支援者は避難を開始してください。  
**早期避難を心がけましょう!** 土砂災害は、いつどこで起こるかを正確に予測するのは難しいため、土砂災害から命を守るためには、少しでも日頃と比べておかしいと感じるような時には早めの避難が重要です。またそのような場合には役場等への連絡をお願いします。

■関川村役場から  
**避難準備・高齢者等避難開始** が発令されたとき  
 家の裏側や斜面に異常が見られたら急いでその場から離れてください。避難時間を要する人(高齢者、障がいのある方、乳幼児など)とその支援者は避難を開始してください。身体との連絡や貴重品、重要物等の非常用持出品を用意して避難の準備をしてください。

■関川村役場から **避難勧告** が発令されたとき  
 役場では避難所を開設しています。指定された避難所等へ至急避難してください。

■関川村役場から **避難指示(緊急)** が発令されたとき  
 避難されていない人は、早急に避難所等に避難してください。もし逃げ遅れたり、避難が困難な場合は、できるだけ斜面から離れた部屋や2階へ移動するなど、命を守る行動をとってください。

# 荒川台・大内淵・鷹ノ巣温泉地区 土砂災害ハザードマップ



图中的「土砂災害警戒区域」とは、平成13年4月に施行された「土砂災害防止法」に基づいて、市町村長の意見を聞いた上で県知事が区域を指定し、住民に公示されるものです。  
 「土砂災害警戒区域」では、土砂災害による危害のおそれがあります。また、土砂災害警戒区域の中でも、著しい被害のおそれのある区域は「土砂災害特別警戒区域」と呼び、建築物に被害が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあります。  
 大雨などの際には、村からの「避難情報」に注意しつつ、早めの自主避難を心がけてください。

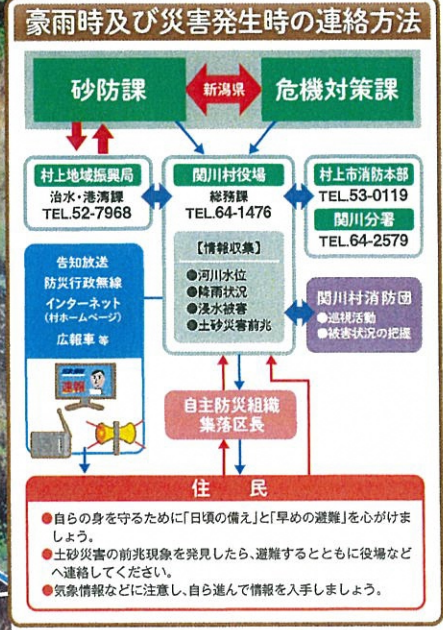
土砂災害警戒区域(土石流)	
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
土砂災害警戒区域(地すべり)	
土砂災害特別警戒区域	
指定避難所	
避難路	
避難路(警戒区域内を通る避難路) がけ下を避難する場合はがけ崩れに注意しましょう!	
土砂のおおよその移動方向	

新潟県ホームページでの  
**土砂災害に関する情報提供**

土砂災害警戒情報とは？  
 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が住民へ避難勧告等を適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

新潟県土砂災害警戒情報システム  
 土砂災害危険度等の情報を提供  
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/>  
 新潟 土砂災害 検索

QRコードとスクリーンショットのイメージが示されています。



**緊急時の連絡先**

我が家の避難場所:  
 電話番号:  
 \_\_\_\_\_

連絡先	電話番号
関川村役場(代表)	64-1441
村上市消防本部	53-0119
村上消防署 関川分署	64-2579
村上警察署 下関交番	64-1031

家族の連絡先と避難時のメモ  
 \_\_\_\_\_

**土砂災害の種類と前兆現象**

<p><b>土石流</b></p> <p>山腹や渓流に堆積している土石が長雨や集中豪雨によって、一気に下流へ押し流される現象。</p> <p>前兆現象 ● 山崩りがする ● 雨が降り続けているのに、川の水位が上がる ● 急に川の水位が上がり、流水が濁っている</p>	<p><b>がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)</b></p> <p>地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨水地盤などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象。</p> <p>前兆現象 ● がけからの水がにごる ● がけに亀裂が入る ● 小石がはらはら落ちてくる</p>	<p><b>地すべり</b></p> <p>斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。</p> <p>前兆現象 ● 斜面に亀裂、段差ができる ● 樹木が倒れる ● 斜面から水が湧き出す</p>
---	---	--

**避難するためには**

テレビ・ラジオから  
**大雨警報・土砂災害警戒情報**が発表されたとき  
 家の裏側の深溝や斜面に注意し、異常が見られたら急いでその場から離れてください。

早期避難を心がけましょう  
 土砂災害は、いつどこで起こるかを正確に予測するのは難しいため、土砂災害から身を守るためには、少しでも日頃と比べておかしいと感じるような時には早めの避難が重要です。またそのような場合には役場等への連絡をお願いします。

関川村役場から  
**避難準備・高齢者等避難開始**が発令されたとき  
 家の裏側の深溝や斜面に異常が見られたら急いでその場から離れてください。避難時間を要する人(高齢者、障がいのある方、乳幼児など)とその支援者は避難を開始してください。家族との連絡や貴重品、重要物等の非常用持ち出し品を用意して避難の準備をしてください。

関川村役場から  
**避難勧告**が発令されたとき  
 役場では避難所を開設しています。指定された避難所等へ早急避難してください。

関川村役場から  
**避難指示(緊急)**が発令されたとき  
 避難されていない人は、早急に避難所等に避難してください。もし逃げ遅れたら、避難が可能な場合は、できるだけ斜面から離れた部屋や2階へ移動するなど、命を守る行動をとってください。

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】  
**関川村役場 総務政策課** TEL.0254-64-1476  
 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

